

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（案）の概要

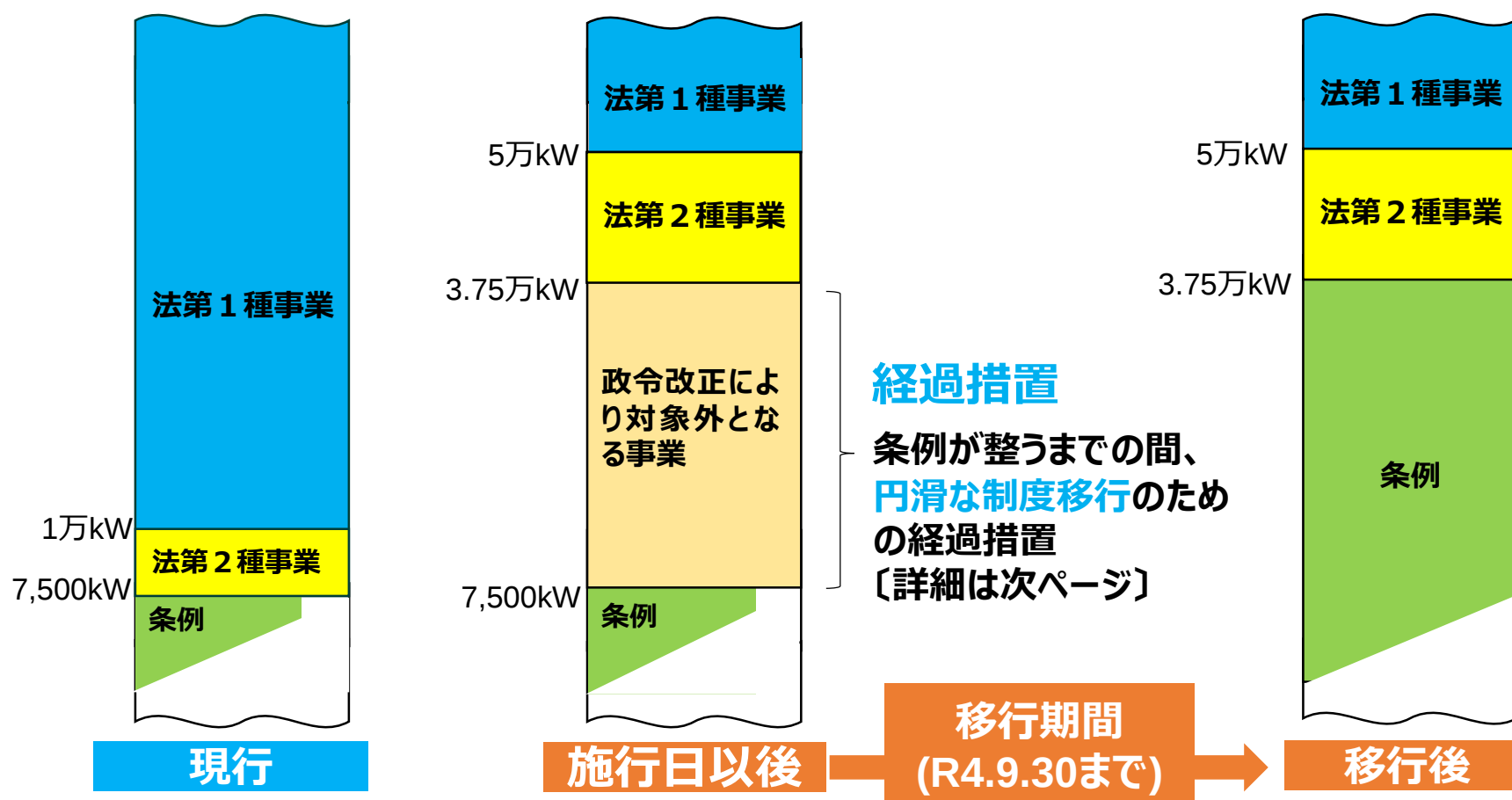
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成9年政令346号）に規定。）について、以下のとおり改正する。

第一種事業：現行 1万kW以上⇒**【5万kW以上】**に改正

第二種事業：現行 7,500kW以上 1万kW未満

⇒**【3万7,500kW以上 5万kW未満】**に改正

- 施行日：令和3年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。



経過措置の内容について



1 施行日前に法アセス手続を開始済み事業の取扱い

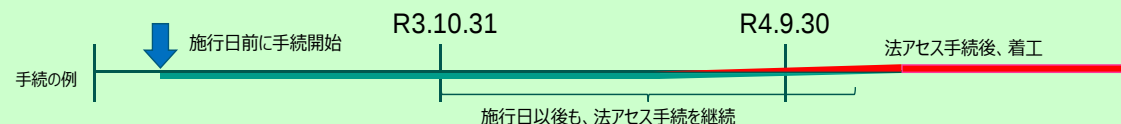


・・・法アセス手続開始 ・・・法アセス手続期間 (配慮書～評価書の公表) ・・・着工しようとする期間

⇒従前のとおり環境影響評価法を適用し、継続して法アセス手続を行う。

∴事業者の手戻りリスク防止

法アセス手続が途中まで進んでいるにもかかわらず、条例アセス手続を最初からやり直す手戻りが生じることを防止。



2 施行日前に法アセス手続を開始していない事業の取扱い



条例による適切な手当が講じられるまでの間、本改正 **公布日から約1年間 (令和4年9月30日までの間)** を移行期間とし、経過措置を講じる。

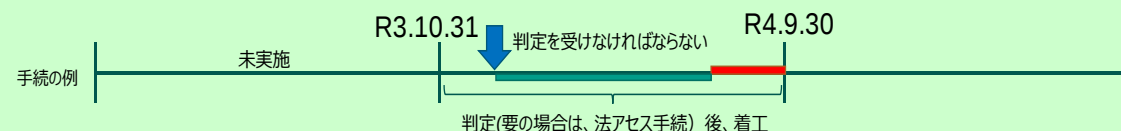
① 移行期間中 (R4.9.30まで) に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない。(義務)

(経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定) なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∴地域の環境保全上の支障のおそれを防止

自治体の条例整備の猶予期間(移行期間)中に着工する場合は、地域の環境影響の度合に応じて法アセス要否を判定することにより、環境保全を確保し、地域トラブルを防止。



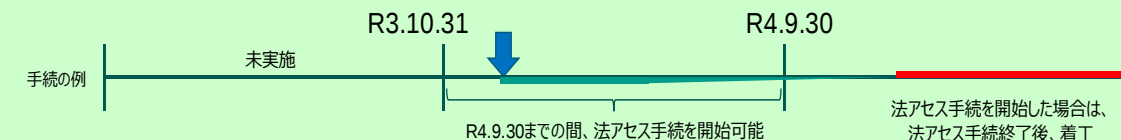
② 移行期間後 (R4.10.1以後) に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けることが可能。(任意)

(経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定) なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∴事業者の手戻りリスク防止

条例が施行日後に新たに整備される場合、法及び条例アセス手続がないものとして事業計画や事業の準備等を行っていた事業者が、手続を最初から実施する手戻りが生じることを防止。



注) ・既に条例が整備されている場合は、法又は条例アセス手続を選択可能
・条例が整備されていない場合においても、条例整備を待ち、条例アセス手続を選択可能